

国民健康保険税の納付は忘れずに

国民健康保険税は、みなさんが病気やけがをした時の医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるよう保険税は納期限内に納めましょう。

**納税通知書は
7月上旬に送付**

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

**納付が困難なときは
ご相談を**

災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なときは、申請により保険税や一部負担金の減免、高額療養費受領委任払いなどの制度を受けられる場合があります。

会社の倒産や解雇、雇止めなどで離職したかたは、保険税を軽減できます。お早めにご相談ください。

高齢受給者証の送付

70～74歳のかたには8月から利用できる高齢受給者証を7月中旬に送付します。一部負担金の負担割合は、

軽減対象の拡大

平成27年度住民税課税標準所得に基づいて判定します。

2割、5割軽減の範囲が拡大します。(表1)世帯の総所得金額等が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。

**賦課限度額の
引き上げ**

地方税法施行令の改正に伴い、平成27年度から国民健康保険税の賦課限度額を引き上げました。(表2)

7月から 国民健康保険税の 口座振替が簡単に

専用端末にキャッシュカードを通して暗証番号を入力すると、その場で口座振替の登録が完了します。ぜひこの機会に口座振替をご利用ください。

毎月10日までの申し込みで月末納期分から引き落としになります。

持ち物:保険証または納税通知書とキャッシュカード

※カードの種類によって登録できない場合があります。

場 国民健康保険課

【取扱金融機関】

- ・埼玉りそな銀行
- ・三菱東京UFJ銀行
- ・りそな銀行
- ・川口信用金庫
- ・青木信用金庫
- ・城北信用金庫
- ・瀧野川信用金庫
- ・巣鴨信用金庫
- ・ゆうちょ銀行
- ・みずほ銀行
- ・三井住友銀行
- ・武蔵野銀行



■ 表1

加入者数	前年総所得金額等の合計額		
	1人	59万円以下	80万円以下
2人	85万円以下	127万円以下	
3人	111万円以下	174万円以下	
以下1人 増えるごとに	+26万円	+47万円	
軽減割合	7割	5割	2割

■ 表2 【平成27年度 国民健康保険税】

	内容	医療給付費	後期高齢者 支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
限度額	1世帯の上限額 ()内は26年度の金額	51万円 (51万円)	16万円 (14万円)	14万円 (12万円)

※税率や均等割額の変更はありません。



国保マスコット
健康まもるくん

ラッピングバス運行中



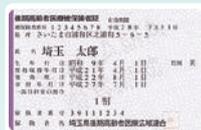
問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669 (納税は☎048-259-7671) FAX048-254-2282

後期高齢者医療制度に 加入しているみなさんへ



新しい被保険者証を送付します。

被保険者証は毎年8月に更新します。7月中旬に簡易書留郵便で送付しますので、新しい被保険者証をお使いください。



平成27年度の保険料

$$\text{年間保険料 (限度額 57万円)} = \text{均等割額 (42,440円)} + \text{所得割額 ((総所得金額等 - 33万円) \times 8.29\%)}$$

※保険料の率は埼玉県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに決定します。

※保険料は個人単位で計算します。

保険料の納付方法

7月中旬に通知する保険料は原則、年金からの天引き(特別徴収)ですが、次のかたは納付書や口座振替などで、7月～2月の8期に分けて納めてください(普通徴収)。

- 年金の受給額が年額18万円未満のかた
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えるかた
- 介護保険料が年金から天引きされていないかた
- 年度途中に加入されたかた

※普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替がおすすめです。納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-258-0670

東日本大震災で
避難されているかたへ

東日本大震災に伴う東京電力福島原発事故の避難指示区域等から本市に転入し、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されたかたは、減免を受けられる場合があります。各担当課(室)へご確認ください。